

ご存知ですか？

成年後見制度

成年後見制度は認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度です

こんな困りごとがあつたら、ご相談ください

契約のこと

- 施設入所や福祉サービスの契約をするのが難しい
- 不利な契約をしないように守りたい

制度のこと

- 成年後見制度について詳しく知りたい
- 成年後見制度を利用したいが難しい

将来のこと

- 障害を持つ子どもの将来が心配
- 身寄りがないので今後の生活が不安

財産のこと

- 物忘れがありお金の管理がうまくできない
- 悪質な訪問販売や悪徳商法が心配

相談無料 お気軽にご相談ください

宮津市成年後見支援センター

高齢者

健康・介護課 介護予防係

(宮津市地域包括支援センター) 電話：45-1620（直通）

障害者

社会福祉課 障害福祉係

電話：45-1622（直通）

宮津市成年後見支援センター がお手伝いできること

相 談

判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について考えていきます。

相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるように支援します。

普及啓発

成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていたくためのパンフレットやチラシを配布し、判断能力が低下する前から、成年後見制度の利用が検討できるよう、広く情報を発信します。



手続きの 支援

家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。



後見人の サポート

親族が後見人等を行う場合など活動について相談に応じたり、関係機関につなぐことができます。



宮津市成年後見支援センターでは成年後見制度を多くの方々に知っていただき、また、多くの方に利用していただくための取組を行っています。どうぞお気軽にご活用ください。

受付
時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分まで

※土日・祝日・年末年始はお休み



宮津市成年後見支援センター

〒626-8501

京都府宮津市字浜町 3012

(宮津シーサイドマート ミップル 4階)

☎45-1620 (高齢者)

☎45-1622 (障害者)

